

建設工事手続及び審査指導事項

項 目		社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
工事指定	1 工事計画	<p>社会福祉法人等が、「社会福祉法人等における施設整備事務取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき、社会福祉施設整備を行うに当たっての、具体的な事務手続は、次のとおりとする。</p> <p>工事の必要性及び計画については、工事の規模にかかわらず、事前に理事会等での審議が必要である。 ※参考様式－理事会審議事項例 別紙1</p> <p>なお、小破修繕等緊急を要する場合は、執行後、理事会等に報告し承認を得ること。 →建設場所、規模、構造、総事業費、資金計画(償還計画を含む)、運営方針等の審議及び市町村における施設整備計画との整合性の審議も必要。 また、工事計画等については、地元市町村の助言を受けることが望ましい。</p>	<p>道(総合振興局(振興局))が、社会福祉法人等の行う社会福祉施設整備事務が厳正に処理されるよう、審査指導に当たっての事項は次のとおりとする。</p> <p>(整備計画について)</p> <p>(1) 法人等から施設整備計画について協議があった場合には、具体的な聴取を行い、不備があった場合には是正を指導する。 特に、自己資金の確保状況については、厳しく審査を行うこととし、寄付申込者について、個別に面接又は書面による再確認を行うほか、大口寄付申込者(概ね1千万円以上)については、納税証明書・預貯金残高証明書・所得証明書等を含めて確認を行うこと。 注) 寄付申込者の再確認は、寄付をする意思の確認であることから、原則として、面接によることとし、面接が困難な場合は、書面によること。 なお、寄付申込者の保証人についても、可能な範囲・方法で意思の確認を行うこと。</p> <p>(2) 一部役員による独断若しくは恣意的な決定にならないよう、総合振興局(振興局)は、理事会での審議並びに「建設委員会」における検討等が実質的に機能しているかについて、理事会議事録等により十分審査を行う。 注) 建設委員会における議事を記録することは、当然必要であり、議事録を作成するよう指導すること。なお、理事会議事録等の署名は、直筆であること。</p>
	2 工事の指定	<p>基本設計・実施設計により工事費用、工期及び財源等を見積る。 →具体的な計画の策定について理事会等で審議(補助申請から施設開設に至るスケジュール及び実施設計・工事請負契約に係る手続関係)</p>	
	3 工事監理者	<p>建築基準法第5条の4に規定する「工事監理者」を定めること。 なお、国庫及び道費補助金の額(複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額)が1億円を超える事業の場合には、競争入札により「工事監理者」の業務を委託する業者を選定すること。</p>	
起工及び業者の決定	1 起 工	<p>「起工決定書」を起案する。※参考様式－起工決定書例 別紙6 →法人として工事契約に係る最終決定。 (設計図書、契約書案等の添付のほか、工事名、工事場所、予定工期、契約の方法及び根拠、指名業者及び選定根拠、前金払・部分払の有無及び回数等) 〔留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起工内容は補助内示に基づく事業と合致していること。 ・契約の方法については、一般又は指名競争入札によるものとし、指名競争入札とした場合は、その理由を明確にすること。 ※参考様式－指名(参加)業者選考調書例別紙7 ・入札に関する必要な事項を網羅すること。 (指名競争入札の場合－工事等級により7～15社等) 	

建設工事手続及び審査指導事項

項 目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
業者の資格	<p>・入札業務等については、地元市町村の助言を受けることが望ましい。(なお、市町村単独補助の工事については、市町村の補助基準に準ずるなど、市町村の指導を受ける必要があること。)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">理事会等で承認された内容に変更が生じた場合、再度理事会等の審議が必要 ※参考様式－設計変更決定書 別紙14、工期変更決定書 別紙15</p> <p>2 予定価格の設定</p> <p>予定価格設定に当たっては、設定根拠を明確にし、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮するとともに、設計事務所に意見を徴するなどにより適正に予定価格を定めること。 →予定価格の決定については、あらかじめ理事会等において決定方法、時期、決定者等を明確にする必要があること。 また、決定書(伺書)等により、法人としての、決定状況を明確にしておくこと。 なお、契約担当者などは、予定価格を他に漏らしてはならない。ただし、理事会において、入札・契約手続の透明性を確保することや予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する目的で、予定価格の事前公表を行う等と決議された工事の請負契約等については、入札執行前後にその予定価格を公表することができる。 契約の締結が競争入札又は随意契約のいずれによることを問わず、すべての場合、調書を作成すること。(ただし、予定価格が100万円未満は省略できる) 「工事名、予定価格、作成年月日、作成者の職及び氏名印」 ※参考様式－予定価格調書 別紙8 →調書はこれを封書にして開札の場所に置くこと。</p> <p>3 予定価格調書の作成</p> <p>4 最低制限価格の設定</p> <p>当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認められた場合には、理事会等で審議を受け設定することができる。 →予定価格調書に適宜、欄を設定して記載すること。</p> <p>法人等にあつては、国庫補助事業等多額の公費が投入されているという事業の性格及び法人が公共性を有するものであることから、業者の資格については北海道の基準に準じた取扱いとする。 また、業者選定に当たっては、市町村あるいは設計業者と十分連携を図り、会社案内、会社実績、経歴等を取り寄せるなど、慎重に選定するとともに理事会等での決定を行うこと。</p>	<p>(施設整備工事について)</p> <p>(1) 総合振興局(振興局)は、法人等から求められた場合、関係課(建設指導課等)と協議し、道における公共事業の取扱い、業種別の営業許可者のリスト、指名基準ごとの入札参加資格者名簿等必要な情報を提供すること。</p>

建設工事手続及び審査指導事項

項	目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項																
契約の方法		<p>原則として、北海道の「競争入札参加資格者名簿」に登録されている業者であること。 ただし、これにより難しい場合は、具体的な理由を示し、事前に総合振興局(振興局)へ協議を行うこと。 〔北海道の基準〕 毎年度、資格要件を定めて告示（北海道公報に登載）し、建設業者の申請を待って資格審査を実施し、工事予定価格に対応する等級格付けされた者。 →有効期間は2年間（共同企業体、中間審査年の有効期間は1年間）</p> <p>●主な工事における等級格付け基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築工事</td> <td>1億円以上</td> <td>1億円未満 4千万円以上</td> <td>4千万円未満</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>2千万円以上</td> <td>2千万円未満 7百万円以上</td> <td>7百万円未満</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>2千5百万円以上</td> <td>2千5百万円未満 8百万円以上</td> <td>8百万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約については、経理規程に基づき、適正に実施すること。 ※参考様式－理事会審議事項例 別紙2～4 〔留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方法については、一般競争入札が原則であり、指名競争入札及び随意契約は、合理的な理由がある場合においてこれによることができるものであること。 ・指名競争入札にあつては、理事会議事録及び起工決定書等により業者選定の理由を明確にすること。 また、法人としての決定状況を明確にするため、指名競争入札とした理由などについて、決定書（伺書）等を作成すること。 ・やむを得ず随意契約とする場合は、理事会議事録及び起工決定書等により業者選定の理由を明確にすること。 また、法人としての決定状況を明確にするため、随意契約とした理由などについて、決定書（伺書）等を作成すること。 ・理事等と関係のある企業が入札に参加する場合は、これに関係する議事の議決に、当該理事等は加わることができないこと。 		A	B	C	建築工事	1億円以上	1億円未満 4千万円以上	4千万円未満	電気工事	2千万円以上	2千万円未満 7百万円以上	7百万円未満	管工事	2千5百万円以上	2千5百万円未満 8百万円以上	8百万円未満	<p>入札契約等に関する考え方については、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日社援施第7号厚生省通知）で示されているので、本通知により指導すること。</p> <p>【一定額を超える国庫・道費補助事業の取扱い】 （入札手順の是正等） 国庫及び道費補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業の場合において、建設工事及び工事管理業務委託に係る入札の執行に至る手順について重大な疑義があると判断される場合に、総合振興局(振興局)長はその入札等の延期若しくは中止を求め、法人等に対して速やかに是正を求めるとする。</p>
	A	B	C																
建築工事	1億円以上	1億円未満 4千万円以上	4千万円未満																
電気工事	2千万円以上	2千万円未満 7百万円以上	7百万円未満																
管工事	2千5百万円以上	2千5百万円未満 8百万円以上	8百万円未満																

建設工事手続及び審査指導事項

項	目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
	<p>1 一般競争入札</p> <p>2 指名競争入札</p>	<p>(1) 公告をもって不特定多数の者を誘因して申込みをさせる方法により競争させ、そのうちから最も有利な条件をもって申し込んだ者と契約を締結する。1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札とする。</p> <p>また、一般競争入札の執行にあたっては、品質の確保及び建設業の育成に配慮しつつ競争性を確保する観点から、地域要件を入札参加資格とすることとした道の「入札契約制度の適正化に係る取組方針」に準じて制限付一般競争入札により行うことができる。</p> <p>なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する自治大臣が定める区分により、自治大臣が定める額以上の契約については、地域要件を設定することはできない。</p> <p>(2) 総合評価方式により入札を行う場合には、特殊な工法や材料等を用いた工事や施工制約を受ける自然条件への対応など建築工事に関連する高度な技術を必要とし、かつ予定価格が1億8千万円以上の建築工事並びに本体工事に付帯して行う予定価格が2千5百万円以上の電気工事及び管工事を対象とすること。</p> <p>なお、総合評価方式を採用した場合は、総合評価に係る審議を行う総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を次のとおり設置すること。</p> <p>① 審査委員会は代表委員及び委員若干名により組織し、学識経験者(学者、教員、試験研究機関の研究員、同様の調達を行っている国又は地方公共団体の職員、同様の調達に精通している民間企業の職員(入札に参加しうる企業関係者を除く))2名以上をもって構成する。</p> <p>② 審査委員会は次の事項を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札者決定基準の設定 ・ 技術提案の審査 ・ 落札者の決定(審査委員会において、落札者を決定する際、審査委員会の開催が必要と判断した場合に限る) <p>③ 審査委員会は、所掌事務を行うために事務局を置く。</p> <p>④ 審査委員会は、代表委員が招集する。</p> <p>※審査委員会の議事は記録し、議事録を作成すること。</p> <p>資力、信用その他について適当と認められる特定多数の競争参加者を選び、その者をして競争させ最も有利な条件をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。</p> <p>合理的な理由から一般競争入札に付する必要がある又は適当でないと認められる場合は、指名競争入札に付することができる。</p> <p>工事については、災害など緊急を要するもの、気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならないもの及び発注時期に制約のあるものなど、一般競争入札により難しい場合及び1千万円未満の場合について指名競争入札によることができる。</p>	

建設工事手続及び審査指導事項

項	目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
公 告 等	3 随意契約	<p>任意に、特定の者を選んで契約を締結する方法。 →原則として2人以上の者から見積書を徴する。 合理的な理由により、競争に付することが適当でないと認められる場合においては 随意契約とする。 なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の請負契約の場合、その予定価格が250万円以下の契約。 (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合。 (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合。 (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合。 (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合。 (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合。 (7) 落札者が契約を締結しない場合。 	
	1 公 告 (一般競争入札の場合)	<p>一般競争入札における公告は法人の定款によるほか、具体的な手続については北海道に準ずること。ただし、これにより難い場合は、具体的な理由を示し、総合振興局(振興局)と協議を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 方法 (社会福祉法人) 定款で定める公告の方法によること。 (2) 時期 〔北海道〕 <ul style="list-style-type: none"> ・入札予定期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告する。 ・入札者もしくは落札者のない場合でさらに一般競争入札をする場合は、5日までに短縮することができる。 ・1件5000万円以上の建設工事は15日以上期間が必要。 ・見積期間は原則、土曜、日曜、祝日及び年末年始休暇を除いた期間。 (3) 公告すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 入札に付する事項 →例：〇〇建設工事請負契約 また、数量、工事箇所等を示すことが望ましい。 	

建設工事手続及び審査指導事項

項	目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
		<p>② 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 →A等級格付けされた者、一定地域で営業している者など (北海道の地域要件) 地域要件の設定に当たっては、地域の事業者数を考慮しつつ公正な競争が確保できるよう、応札可能者数が20者以上となることを基本とし、予定価格に応じた地域要件を次のとおり設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が5億円以上 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所(本店、支店及びこれに準ずる事務所)を有すること。 ・ 2億5千万円以上(建築工事においては3億円以上)5億円未満 北海道内に主たる営業所(建設業許可申請書別表(建設業施行規則様式1号別表)の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有すること。 ・ 2億5千万円未満(建築工事においては3億円未満) ○○総合振興局(振興局)又は、○○総合振興局(振興局)及び近隣の総合振興局(振興局)管内に主たる営業所(又は建設業法第3条第1項に規定する営業所)を有すること。 <p>なお、地域の状況などを総合的に勘案し、応札可能者数が20者以上確保できない場合であっても、契約の適正な履行及び適正な競争が確保できると判断されるときは、無理に拡大した地域要件とすることなく、総合振興局(振興局)管内とするなど、地域の実情に応じた地域要件を設定することができるものとする。ただし、総合振興局(振興局)内の応札可能者数が10者未満の場合にあつては、近隣の総合振興局(振興局)に拡大し、少なくとも応札可能者数を10者以上とすること。</p> <p>※「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所。名目上の本社、実態を有さない本店等は該当しない。</p> <p>③ 契約条項を示す場所 当該一般競争入札の目的である契約に関する条項を記載した書面(契約書案)、設計図書、仕様書、その他入札心得等を示し当該契約の内容を説明する場所を記載する。</p> <p>④ 入札執行の場所及び日時 →例：平成○年○月○日 午前○時○分、○○市役所(鰯)第○号会議室</p>	

建設工事手続及び審査指導事項

項	目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
	2 指 名 (指名競争入 札の場合)	<p>⑤ 入札保証金に関する事項 契約金額（消費税相当額を含む）の100分の5に相当する額以上の入札保証金をあらかじめ記載する。（免除する場合、その旨を記載）</p> <p>⑥ 郵便による入札の可否</p> <p>⑦ 契約書作成の要否</p> <p>⑧ 契約の締結に際し理事会等の議決を要するときは、その旨を記載する。</p> <p>⑨ 無資格者のした入札及び入札条件に違反した入札を無効とする旨を記載する。</p> <p>⑩ 入札に関し必要と認める事項 →例：入札金額の記載方法、現場説明の日時及び場所など</p> <p>※総合評価方式を採用した場合は、さらに次の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価方式による一般競争入札で行うこと。 ○ 技術提案を求めること ○ 落札者決定基準の内容（詳細は入札説明書により示しても差し支えない） <p>(1) 指名業者の選定 指名業者の選定は、理事会等で審議し決定することとし、決定書（伺書）等により、法人としての、決定状況を明確にしておくこと。 なお、理事会等において選考委員会を設置した場合は、その経過について理事会に報告すること。</p> <p>(2) 指名業者の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道における等級格付け基準によること。 <ul style="list-style-type: none"> ●北海道における等級格付け基準 工事等級Aのもの 15人以上 工事等級Bのもの 10人以上 工事等級Cのもの 7人以上 <p>なお、建築工事、電気工事、管工事及び施工上特殊な専門的技術を必要とする工事については、建設業者の施工能力、地域性等を勘案して適切な数の業者を指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道における等級格付け基準によりがたい場合であっても、少なくとも7人以上指名しなければならないこととするが、なお、これにより難い場合は、具体的な理由を示し、事前に総合振興局(振興局)へ協議を行うこと。 	

建設工事手続及び審査指導事項

項 目		社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
技術提案の審査 (総合評価方式を採用した場合に限る)	3 通 知 (随意契約の場合)	<p>(3) 通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名する業者を決定したときは、その旨当該業者に通知し、建設工事競争入札心得、その他必要と認められる図書を添付すること。 ※参考様式－指名競争入札通知 別紙9、建設工事競争入札心得別紙10 ・取扱いに当たっては、一般競争入札の場合の公告に準じること。 (入札に参加する者に必要な参加資格に関する事項を除く) <p>2人以上の者から見積書を徴することから、その旨の通知及び決定書が必要。 →国庫補助事業の場合は、決定書に公的機関の見積書の添付を要すること。</p> <p>※参考様式－見積書通知 別紙11</p>	
入札の執行等	1 入札の執行	<p>(1) 技術提案は、入札の参加申請と同時に求めるものとする。</p> <p>(2) 技術提案の審査及び評価は、落札者決定基準に基づき審査委員会で行う</p> <p>(3) 技術提案の内容は、別途落札者決定決定基準で定めることとし、落札者決定基準は「営繕工事における総合評価方式の適用について(建設部建築局作成)」を基本として、落札者の決定方法、評価の方法、評価項目の説明その他必要な事項について審査委員会において設定する。</p>	(2) 法人等から、施設所在地(予定地)市町村の公共施設を入札の場として利用したい旨の申し出があった場合には、総合振興局(振興局)は当該市町村へ協力を要請するものとする。
	2 入札の公開	<p>入札執行の透明性を高めるため、入札の日時等及び入札執行を公開すること。</p> <p>[入札執行公開に関する留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札会場において傍聴場所を設置し傍聴を認める。 ・傍聴を認める定員は、入札執行者が会場を考慮の上決定し周知する。 	

建設工事手続及び審査指導事項

項 目		社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
開札及びその記録	3 無効入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告又は指名通知により入札執行の公開を行う旨、事前に入札参加業者に通知する。 ・ 周知内容は、入札執行日時、入札場所、傍聴申込方法、傍聴を認める定員などとする。 ・ 周知の時期は、一般競争入札の場合は公告と併せて周知し、指名競争入札の場合は、指名通知後に行う。 ・ 周知方法は、法人掲示場による掲示、法人事務所での閲覧及び法人広報誌等への掲載とする。 ・ 入札執行傍聴要領を定め、入札の公開についての問い合わせがあった場合や入札手続時に配布するなどにより周知すること。 <p>※参考様式－入札執行傍聴要領 別紙 1 2</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札 (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札 (3) 入札書に記名押印がない入札 (4) 入札保証金が不足する者のした入札 (5) 1 の入札者又はその代理人が同一事項について 2 以上の入札をしたときの入札 (6) 代理人が 2 以上の者の代理人をしてした入札 (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札 (8) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの (9) 無権代理人がした入札 (10) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札 (11) 錯誤等による入札 	
	1 開札及びその記録	<p>競争入札における開札は、公告又は指名通知により指定した入札の場所において入札者を立会わせ、直ちに、その場所において入札書を開披し、入札者の氏名及び入札金額を明瞭に読み上げて公表する。</p> <p>開札された結果は、その回数、入札者の氏名及び入札金額等を明確に記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録は、取扱要領の様式 1 及び 2 (入札執行予定報告書) の項目を参考に作成すること。 ・ 記録には、立会人からの署名を求めること。 ・ なお、立会人については、事前に理事会等で審議すること。 	

建設工事手続及び審査指導事項

項	目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
	2 落札者の決定及び通知	<p>・立会人には理事、監事を含めるとともに、総合振興局(振興局)又は施設所在地市町村職員の立ち会いを求めること。 なお、国庫及び道費補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業の場合には、必ず総合振興局(振興局)職員の立ち会いを求めること。</p> <p>(1) 決定に当たっては、単に入札書に記載された入札金額の多寡をもって機械的に判断すること。(最低制限価格を設定している場合は、当該価格を上回っている入札金額によること。)</p> <p>(2) 同価に入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」により決定すること。</p> <p>(3) 落札者が決定した場合は、当該落札者に対して必要事項を通知する。 →契約書の作成手続、工事の着手、現場状況に関する事項等（口頭でも可能）</p> <p>(4) 落札者以外の参加者に対しては落札者が決定した旨を適宜の方法により通知する。（「〇〇に落札しました」と発表するなど）</p> <p>(5) 総合評価方式を採用した場合は次のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。</p> <p>② 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。</p> <p>③ 落札者が決定した場合は、当該落札者に対して必要事項を通知する。</p> <p>④ 落札者以外に入札参加者に対しては、落札者が決定した旨を評価結果を含め、適宜通知する。</p>	<p>(3) 総合振興局(振興局)は、法人等から入札の立ち会いを求められた場合には、次の事項に留意の上職員を入札に立ち合わせること。 ア 入札が、適正に執行された場合には、当該職員は、立会人として署名・押印をすること。 イ 入札の執行が適正でないと判断された場合には、署名を保留し速やかに上司に報告するものとする。 ウ 必要な場合は、施設所在地市町村に対して、立ち会いを要請するものとする。</p> <p>【一定額を超える国庫・道費補助事業の取扱い】 国庫及び道費補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業の場合には、必ず職員を入札に立ち合わせること。</p>

建設工事手続及び審査指導事項

項 目		社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
契約の締結	契約書の作成	<p>契約書は、競争入札の場合にあつては、「落札業者が落札決定の通知を受理後、7日以内」に作成すること。(随意契約の場合→契約の相手を決定した日から7日以内)</p> <p>なお、落札結果及び契約締結については、理事会等に報告するとともにその経過について議事録に記載すること。 ※参考様式－理事会審議事項例 別紙5、契約書締結決定書 別紙13</p> <p>「取扱要領」に基づき行い、その報告にあつては、施設所在地の市町村を経由すること。</p>	
総合振興局(振興局)への報告事項 (国庫・道費補助事業に限る)	1 入 札 前	<p>建設工事請負業者の入札に当たって、あらかじめ「取扱要領」の様式1(入札執行予定報告書(建設工食用))に必要書類を添付の上、報告すること。(総合評価方式を採用した場合には、落札者決定基準の内容について、総合振興局(振興局)を経由して保健福祉部施設運営指導課と協議を行うこと)。</p> <p>なお、国庫及び道費補助金の額(複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額)が1億円を超える事業の場合には、入札により「工事監理者」の業務を委託する業者を選定することとなっているので、様式2(入札執行予定報告書(工事監理業務用))に必要書類を添付の上、報告すること。</p> <p>→入札手続が不適正であると指導された場合は、直ちに改善すること。(国庫補助事業にあつては、是正がされなければ、補助事業の取消し等もあり得ること)。</p> <p>[主な確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法(一般競争入札か指名競争入札か) ・ 入札参加資格(一般競争入札) ・ 業者選定理由(指名競争入札) ・ 起工決定書(案)と議事録の議決内容の整合性等 	<p>(国庫・道費補助事業の取扱い)</p> <p>総合振興局(振興局)は、国庫・道費補助金について、法人等から報告を受けた場合には、速やかに所定の処理を行うものとする。</p> <p>なお、工事内訳書等の審査に当たっては、必要に応じ、建設指導課等の技術職員の助言を求めること。</p> <p>(1) 入札執行予定の確認</p> <p>入札の執行に至る法人の事務手続が適正かどうかを判断し、必要な場合には、助言又は是正について指導すること。</p> <p>注) 理事会議事録等及び起工決定書など関係書類により、事務手続が適正かどうか確認すること。</p>
	2 入 札 後	<p>「取扱要領」の様式3(入札執行結果報告書)に必要書類を添付の上、報告すること。</p> <p>[主な確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札業者名 ・ 入札回数及び入札金額 ・ 最高及び最低入札価格 ・ 入札立会者(人数、職、氏名及び押印) (施工業者における下請けの状況) 	<p>注1) 入札に立ち会った職員は、入札が、適正に執行された場合には、入札執行結果報告書に立会人として署名・押印をすること。</p> <p>2) 入札後についても、入札執行結果報告書などにより、入札が適正に行われたかどうか確認すること。</p> <p>3) 下請け業者について、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないことを確認すること。</p>

建設工事手続及び審査指導事項

項 目	社 会 福 祉 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
3 公 表	<p>法人は、入札結果について一般の閲覧に供すること。 →法人は、公共性を有するものであることから、公表の期間は、北海道の基準に準じ、入札結果一覧表作成の日から1年間とし、閲覧の方法により公表する。 なお、公表の期間経過後についても閲覧の要求に応ずるよう配慮すること。</p> <p>[公表事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名、工事場所 ・入札執行日時及び場所 ・入札業者名 ・落札業者名 ・落札金額 ・評価値及びその内訳（総合評価方式を採用した場合に限る） 	<p>(2) 入札結果の閲覧 総合振興局(振興局)は、法人等から提出された入札執行結果報告書の添付書類のうち、様式4「入札結果一覧表（閲覧用）」を一般の閲覧に供すること。 なお、閲覧の場所（総合振興局(振興局)担当課内）には閲覧簿（別記様式1）を備え付け、閲覧者に所定の事項を記入させるものとする。 また、閲覧の期間は、法人が入札結果一覧表を作成した日から1年間とすること。</p>
4 調 査 等	<p>(1) 建設工事の中間報告等 建設工事の進捗率が概ね50%に達した場合は、速やかに「取扱要領」の別紙（建設工事の中間報告について）により報告し、現地調査を受けること。（国庫・道費補助による施設整備事業について原則として実施する。） →複数年度にまたがる継続事業の場合においては、年度毎の検査を行うことから、これらを勘案して、適時に現地調査が実施される場合があるので留意すること。 なお、国庫・道費補助事業にあつては、建設工事完了時に北海道補助金等交付規則に基づき検査が実施されること。</p> <p>(2) 事業の変更報告 当初計画した事業規模等に変更が生じた場合は、補助金や福祉医療機構借入金の限度額に変更が生じる場合があるので、事前に総合振興局(振興局)と協議を行うこと。</p>	<p>(現地調査の実施)</p> <p>(1) 総合振興局(振興局)は施設建設に当たり、当初計画に沿った建設が進行しているか否かの実状を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び工事請負業者立会のもと現地調査を行うものとする。 注) 複数年度にまたがる継続事業の場合においては、年度毎の検査があることから、これらを勘案し、適時に現地調査を実施すること。 なお、上記以外の場合であっても、資金計画の履行状況等を確認する必要を認めた場合は、現地調査を実施すること。</p> <p>(2) 補助事業（民間補助を除く）にあつては、北海道補助金等交付規則に基づき、建設工事完了時点の検査を行うものとする。 なお、工事費の支払い状況を、金融機関の証明書等、関係書類により確認すること。</p> <p>【一定額を超える国庫・道費補助事業の取扱い】 (工事経歴書による確認) 国庫及び道費補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業の場合には、総合振興局(振興局)は建設工事請負業者の請負契約額が、補助申請関係書類と一致するかについて、「工事経歴書」を閲覧の上、確認すること。</p>

建設工事手続及び審査指導事項

項	目	社 会 福 社 法 人 建 設 工 事 手 続	道 (総合振興局(振興局)) 審 査 指 導 事 項
			<p>[留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事経歴書は、建設業者が、毎営業年度経過後（決算終了後）4か月以内に建設大臣又は都道府県知事に提出することとなっている決算報告書の添付書類なので、決算報告書の提出時期を確認の上、閲覧すること。 ・決算報告書の閲覧場所は、北海道知事許可業者（道内だけに営業所（本店、支店など）を設けて営業している業者）の場合は、本社所在地の総合振興局(振興局)建設指導課となっているので、建設業者の本社所在地が他の総合振興局(振興局)の場合は、当該他の総合振興局(振興局)に閲覧を依頼することも考えられること。 ・他の総合振興局(振興局)へ閲覧を依頼する場合は、毎年1回、8月に行うこと。 ※参考様式－「工事経歴書」閲覧結果報告書 様式16 ・建設業者が建設大臣許可業者（2以上の都道府県の区域内に営業所（本店、支店など）を設けて営業している業者）の場合は、本庁建設部建設管理局建設情報課において、閲覧すること。 ・閲覧に当たっては、閲覧票に指定事項を記入し、決算報告書を借り受け、工事経歴書を閲覧すること。 ・工事経歴書に記載する工事は、当該業者の毎営業年度の請負代金総額の概ね7割以上とされているので、記載されていないこともある。 <p>[工事経歴書]</p> <p>工事経歴書は、建設業法の規定により、建設業者が、毎営業年度終了時における工事経歴を、毎営業年度経過後4月以内に国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならないとされており、また、工事経歴書は公衆に閲覧することとされている。</p>